

会社法施行と経営状況分析の変更点 ② 貸借対照表の変更点

はじめに

先月より、「会社法施行と経営状況分析の変更点」と題しまして、会社法及びこれに伴って改正された建設業法施行規則及び経営状況分析にかかわる変更点について解説しております。今回は、貸借対照表に関する変更及びこれに伴う経営状況分析の変更点について解説します。

例によりまして、文中の意見にわたる部分は、私見でありますのであらかじめ申し添えます。

1. 貸借対照表の変更点

貸借対照表の変更点は以下のとおりです。

① 資本の部が純資産の部に変更

従来の「資本の部」が「純資産の部」に変更になっており、その構成も変更されています。純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に区分されます。名称も「資本合計」が「純資産合計」に、「負債資本合計」が「負債純資産合計」に変更されています。また、従来の「当期末処分利益」が「繰越利益剰余金」に変更されています。

② 繰延ヘッジ損益

従来は、資産の部または負債の部に計上されていた「繰延ヘッジ損益」が、改正後は純資産の部の評価・換算差額の区分に計上されることとなりました。ただし、この科目はいわゆるデリバティブ(金融派生商品)取引を実施している会社以外は計上されませんので、多くの会社では実質的な影響はありません。

③ 新株予約権

従来は、負債の部に「新株予約権付社債」として計上されていたもののうち、「新株予約権」部分については、純資産の部の新株予約権の区分に計上されることとなります。これも、新株予約権を付与している会社以外には影響ありません。

④ 勘定科目名称等の変更

今回の改正を機に、勘定科目名称等について、以下のような変更がありました。

- ☞ 「営業権」⇒「のれん」に変更、従来なかった「負ののれん」の創設
- ☞ 「長期繰延税金資産(負債)」⇒「繰延税金資産(負債)」(「長期」を削除)

☞ 「その他流動資産」⇒「その他」(他の区分についてもすべて「その他」に変更)

☞ 繰延資産項目

「新株発行費等」⇒「新株発行費」

「研究費及び開発費」⇒「開発費」

「建設利息」⇒(削除)

☞ 「新株予約権付社債」⇒(削除)

☞ その他の変更点

このほか、細かい点が変更されています。詳細については、改正後の建設業法施行規則様式第15号、特に、「記載要領」を参照してください。

2. 経営状況分析の変更点

1. に記載した貸借対照表の変更に伴ない、Y評点の算式にも変更が生じています。

① 「自己資本」の定義の変更

従来は、貸借対照表の「資本合計」から、当該期にかかる利益処分、すなわち、H18/3/31 決算の会社であれば、H18/6/30 までに開催される株主総会における利益処分により社外流出となる配当金及び役員賞与を控除した金額を「自己資本」としていました。改正後は「純資産合計」の数値がすなわち「自己資本」の金額となりました。これは、「利益処分(損失処理)」という財務諸表がなくなったことに伴ない、計算式を改正したものです。1. ②、③の改正とともに、自己資本の金額自体に影響を与えますので、留意する必要があります。

② 「総資本」の定義の変更

従来の「総資本」は、負債の部及び資本の部の各科目を加算する算式により算出していました(負債資本合計の金額に等しくなります。ただし、端数処理の差異が発生する可能性があります。)が、改正後は、「総資本」の金額すなわち、「負債純資産合計」の金額であり、計算式が単純化されています。①の自己資本の定義と異なり、改正前後で実質的な差異はありません。

③ 新様式申請初年度の取扱い

新様式初年度の申請の場合、前年度の「自己資本」及び「総資本」の金額は、それぞれ、「資本合計」及び「負債資本合計」の数値が使用されます。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)